

社会福祉法人 尚生会
訪問看護ステーション グリーンハウス
運 営 規 程

目次

第 1 条 事業の目的	第 10 条 通常の事業の実施地域
第 2 条 運営の方針	第 11 条 緊急時等における対応方法
第 3 条 実施主体	第 12 条 苦情処理
第 4 条 事業所の名称	第 13 条 その他運営についての留意事項
第 5 条 職員の職種、員数及び勤務内容	第 14 条 虐待防止のための措置
第 6 条 営業日及び営業時間	第 15 条 業務継続に向けた取り組み
第 7 条 指定訪問看護の提供方法	第 16 条 ハラスメント対策
第 8 条 指定訪問看護の内容	第 17 条 感染症対策
第 9 条 利用料、交通費	第 18 条 身体拘束等の適正化の推進

別紙 1 料金料（介護保険）

別紙 2 料金表（医療保険）

別紙 3 料金表（精神科訪問看護）

社会福祉法人尚生会「訪問看護ステーション グリーンハウス」

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 『訪問看護ステーション グリーンハウス (以下 [事業所])』は、要介護者等が病気やけが等により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治の医師 (以下 [主治医]) が、治療の必要の程度につき指定訪問看護若しくは指定介護予防訪問看護 (以下 [訪問看護]) の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援する。

2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

3 事業所は、自らが提供するサービスの質を評価して質向上を図るとともに、必要となしに必要な訪問看護の提供が行えるよう、実施体制の整備に努めるものとする。

4 指定定期巡回随時対応型訪問介護看護事業と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、社会福祉法人尚生会とする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 訪問看護ステーション グリーンハウス

(2) 所在地 茨城県笠間市石井甲 32-1 (ケアハウスかさま内)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 (兼務) 1名

管理者は、事業所を代表し、業務の総括の任に当たる。

(2) 看護職員 3名以上

訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し訪問看護を担当する。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 必要に応じて配置

訪問看護の範囲でリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日および営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日迄とし、土・日曜日および年末年始 12/30 から 1/3、夏季 8/13 から 16、は休業とする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時迄とする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の開始については、主治医の訪問看護指示書の交付を受ける。
- (2) 事業所は、介護保険利用者にあつては居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画書又は介護予防サービス計画書、利用者の希望、主治医の訪問看護指示書、および看護師等のアセスメントに基づき、訪問看護計画書を作成して利用者に提供し訪問看護を実施する。
- (3) 利用希望者に主治医がいない場合は、事業所から各医師会等に、主治医の選定および調整を依頼する。

(指定訪問看護の内容)

第8条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- (2) 清潔の保持、食事および排泄等療養生活の支援
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (5) ターミナル期の看護
- (6) 認知症・精神障害者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導・相談
- (8) カテーテル等の管理
- (9) その他医師の指示による医療処置および検査等の補助
- (10) 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
- (11) 住宅改修の相談・指導

(利用料、交通費)

第9条 事業所は、基本利用料として健康保険法または高齢者の医療の確保に関する法律および介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。また、利用者や家族に対し、費用内容および金額については別紙に定める利用料金表によって説明を行い、同意を得るものとする。

- (1) 医療保険（健康保険法または老人保健法） 別紙2
健康保険法または老人保健法に基づく額を徴収する。

(2) 介護保険 別紙 1

介護保険で居宅サービス計画書若しくは介護予防サービス計画書に基づく訪問看護の場合が、法定代理受領サービスである時は、市町村が定めた負担割合（1割～3割）に準じた額とする。

但し、居宅サービス支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 事業所は、基本利用料のほか訪問看護の提供が次の各号に該当する時は、その他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。但し、居宅サービス計画書に基づくものを除く。

(1) 第6条第1・2項で定めた利用日および利用時間外に訪問看護を行なった場合（医療保険利用者のみとする）。

(2) 第9条第1項に定めた1時間30分を超えた場合。

(3) 訪問看護と連続して行なわれる死後の処置。

3 事業所は、実費負担の利用料として、訪問看護に必要な交通費、おむつ代等に要する費用を利用者から受け取るものとする。但し、介護保険を利用する利用者にかかる交通費については、次条に定める通常の業務の実施地域を超える場合に限る。

4 事業所は、利用者より基本利用料、その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、笠間市及び水戸市・城里町・茨城町・栃木県芳賀郡茂木町とする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定訪問看護の実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは必要に応じて臨機応変の手当てを行なうとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者、家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なうものとする。

(苦情処理)

第12条 訪問看護提供等に係る利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、利用者の要望、苦情等に迅速に対応し、必要な措置を講じる。

- 2 提供した訪問看護等に関し、市町村が行なう文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。
- 3 提供した訪問看護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行なう調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行なう事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。
- 5 事業所は、社会福祉法の規程により、運営適正化委員会が行なう調査等に協力するよう努める。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所の質的向上を図るため、研修機会を別紙、事業計画書のとおりとする。

- 2 職員は、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から5年間保管するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人経営者と現場責任者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止のための措置)

第14条 本事業所は利用者の人格を尊重したサービス実施を行うとともに関係法令に基づき虐待防止委員会を設置し虐待の防止に必要な措置を講じる。

- 2 従業員の関与に係わらず、サービス利用者が虐待を受けている恐れがあると推定される場合には、虐待防止委員会、法人経営者及び現場責任者が速やかに対応するとともに、関係行政機関及び必要なサービス機関と連携しただちに虐待被害の防止に努めるものとする。

(業務継続に向けた取り組み)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策)

第 16 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(感染症対策)

第 17 条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する
- 4 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する

(身体拘束等の適正化の推進)

第 18 条 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束との適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日 から施行する。
令和 7 年 5 月 20 日 一部改訂

別紙 1：料金表（介護保険）

1. サービス利用料金

（介護予防）訪問看護の介護報酬に係る費用

※1 単位あたりの地域単価 10.21 円

項 目			単位数	金額	利用料金			備 考	
					負担 1 割	負担 2 割	負担 3 割		
基本額	看護師等の訪問	訪問看護	314 単位	3,205	321	641	962	20 分未満のサービス 1 回あたり	
			471 単位	4,808	481	962	1,443	30 分未満のサービス 1 回あたり	
			823 単位	8,402	841	1,681	2,521	30 分以上 1 時間未満のサービス 1 回あたり	
			1,128 単位	11,516	1,152	2,304	3,455	1 時間以上 1 時間 30 分未満のサービス 1 回あたり	
		介護予防 訪問看護	303 単位	3,093	310	619	928	20 分未満のサービス 1 回あたり	
			451 単位	4,604	461	921	1,382	30 分未満のサービス 1 回あたり	
			794 単位	8,106	811	1,622	2,432	30 分以上 1 時間未満のサービス 1 回あたり	
			1,090 単位	11,128	1,113	2,226	3,339	1 時間以上 1 時間 30 分未満のサービス 1 回あたり	
	療法上の訪問	訪問看護	294 単位	3,001	301	601	901	1 回（20 分）あたり	
		介護予防 訪問看護	284 単位	2,899	290	580	870	1 日に 3 回以上訪問する場合、1 回につき 90/100 を算定（介護） 1 日に 3 回以上訪問する場合、1 回につき 50/100 を算定（介護予防）	
加算項目		単位数	金額	利用料金			該 当	備 考	
				負担 1 割	負担 2 割	負担 3 割			
		特別管理加算（Ⅰ）※1	500 単位	5,105	511	1,021	1,532		特別な管理が必要な利用者が計画的な管理を受けた場合
		特別管理加算（Ⅱ）※2	250 単位	2,552	256	511	766		
		看護体制強化加算（Ⅰ）	550 単位	5,615	562	1,123	1,685		看護体制の要件を満たし、高度な医療を望む利用者に対する訪問看護体制を整え提供した場合
		看護体制強化加算（Ⅱ）	200 単位	2,042	204	408	613		
		看護体制強化加算（予防）	100 単位	1,021	102	204	306		
		初回加算（Ⅰ）	350 単位	3,745	375	749	1,124		退院当日に新規利用者の訪問を行った場合
		初回加算（Ⅱ）	300 単位	3,063	307	613	919		退院した日の翌日以降に新規利用者の訪問を行った場合
		緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600 単位	6,126	613	1,226	1,838		利用者の同意を得て必要に応じて緊急時訪問を行う場合
		緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574 単位	5,860	586	1,172	1,758		利用者の同意を得て必要に応じて緊急時訪問を行う場合
		ターミナルケア加算	2,500 単位	25,525	2,553	5,105	7,658		ターミナルケアを行った場合の加算
		サービス提供体制加算（Ⅰ）	6 単位	61	6	12	18		勤続 7 年以上の者が 30% 以上、1 回の訪問ごとに加算
		サービス提供体制加算（Ⅱ）	3 単位	30	3	6	9		勤続 3 年以上の者が 30% 以上、1 回の訪問ごとに加算
		退院時共同指導加算	600 単位	6,126	613	1,226	1,838		退院・退所の利用者に対して主治医と連携して在宅生活における指導を行いその内容を提供した場合（退院・退所後の初回訪問時に算定）
		長時間訪問看護加算	300 単位	3,063	307	613	919		特別な管理を必要とする利用者に対して、1 時間～1 時間 30 分未満の訪問を行った後に引き続き訪問看護を行った場合
複数名訪問看護加算（Ⅰ）		254 単位	2,593	260	519	778	30 分未満（1 回につき）	2 名の看護師等が同時に訪問する場合	
		402 単位	4,104	411	821	1,232	30 分以上（1 回につき）		
複数名訪問看護加算（Ⅱ）		201 単位	2,052	205	410	616	30 分未満（1 回につき）	看護師と看護補助者が同時に訪問する場合	
		317 単位	3,236	324	647	971	30 分以上（1 回につき）		
夜間早朝加算		訪問看護費に 25/100 加算					早朝（6 時～8 時）夜間（18 時～22 時）にサービスを提供する場合		
深夜加算		訪問看護費に 50/100 加算					深夜（22 時～6 時）にサービスを提供する場合		
◆緊急時の訪問は早朝・夜間・深夜は算定しません。 ただし、ひと月 2 回目以降の緊急時訪問については算定します。									
減算額	資格による減額		基本額に 90/100 で計算				准看護師が訪問を行った場合の減額		
	療法士訪問の減額		1 回につき 8 単位を減算				前年度の訪問実績による減額		
	療法士による介護予防の減額		1 回につき更に 15 単位を減算				利用開始から 12 月を超えた場合		

※1 特別管理加算（Ⅰ）

- ①在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開指導管理を受けている状態にある利用者
- ②気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある利用者

※2 特別管理加算（Ⅱ）

- ①在宅自己腹膜透析指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある利用者
- ②人工肛門もしくは人工膀胱を設置している状態にある利用者

- ③点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態にある利用者
- ④真皮を越える褥瘡の状態にある利用者

その他の費用

項 目	金 額	備 考
死後の処置代	15,000 円	
交通費	無料	通常の事業の実施地域
	実費	通常の実施地域を超えた時点から 1 km 30 円
衛生材料費等	実費	
キャンセル料	介護報酬告示上の額と同額（全額自己負担）	訪問時、不在であった場合（やむを得ない場合を除く）

通常のサービス提供を超える費用（利用者負担 10 割）

項 目	金 額	備 考
90 分を超える場合の訪問看護サービス	30 分ごとに 5,000 円	通常の訪問の延長で行われる場合。
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額（全額自己負担）	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。

別紙 2：料金表（医療保険）

1. サービス利用料金

基本項目		所定額 10 割	利用料金			備 考
			負担額 1 割	負担額 2 割	負担額 3 割	
訪問看護 基本療養費	基本療養費Ⅰ	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円	週 3 日目まで（理学療法士等は週 4 日以降も変わらず）
	※1	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円	週 4 日目以降
	基本療養費Ⅱ	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円	週 3 日目まで（理学療法士等は週 4 日以降も変わらず）
	（同一日 2 人）※2	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円	週 4 日目以降
	基本療養費Ⅱ	2,780 円	278 円	556 円	834 円	週 3 日目まで（理学療法士等は週 4 日以降も変わらず）
	（同一日 3 人）※2	3,280 円	328 円	656 円	984 円	週 4 日目以降
	悪性腫瘍の利用者に対する 緩和ケア・褥瘡ケア	12,850 円	1,285 円	2,570 円	3,855 円	専門性の高い看護師との同行訪問
訪問看護管理療養費	基本療養費Ⅲ	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円	入院中 1 回の外泊時
		7,440 円	744 円	1,488 円	2,232 円	月の初日
		3,000 円	300 円	600 円	900 円	月の 2 日目以降

加算項目		所定額 10 割	利用料金			該 当	備 考
			負担額 1 割	負担額 2 割	負担額 3 割		
24 時間対応体制加算		6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円		常時対応可能な体制かつ緊急時に訪問可能な体制
特別管理加算（Ⅰ）※3		5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円		特別な管理が必要な利用者が計画的な管理を受けた場合
特別管理加算（Ⅱ）※4		2,500 円	250 円	500 円	750 円		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）		780 円	78 円	156 円	234 円		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）		10～500 円	50 円	100 円	150 円		月 1 回算定、直近 3 ヶ月の実績により変動
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50 円	5 円	10 円	15 円		電子資格確認を行った上で計画的な管理を行った場合
退院時共同指導加算		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円		入院（所）中に主治医と共同して在宅での療養上の指導を行った場合
特別管理指導加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円		特別管理加算の要件に該当する利用者に対し退院時共同指導を行った場合
退院支援指導加算		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円		退院日に在宅での療養上の必要な指導を行った場合
在宅患者連携指導加算		3,000 円	300 円	600 円	900 円		医療関係職種間で月に 2 回以上情報交換を行い利用者または家族に指導を行った場合
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円		関係する医療従事者とカンファレンスを行い共同で療養上必要な指導を行った場合
看護・介護職員連携強化加算		2,500 円	250 円	500 円	750 円		喀痰吸引等を行う介護職員等の支援を行った場合
難病等複数回加算（1 日 2 回）		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円		難病等や特別訪問看護指示書を受けて 1 日に複数回サービスを提供した場合
難病等複数回加算（1 日 3 回）		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円		
緊急訪問看護加算		2,650 円	265 円	530 円	795 円		緊急にサービスを提供した場合（月 14 日目まで） （月 15 日目以降）
		2,000 円	200 円	400 円	600 円		
長時間訪問看護加算 ※5		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円		1 回の訪問時間が 90 分を超えた場合週 1 回 （15 歳未満の超重症児または準超重症児は週 3 回）
複数名訪問看護加算 ※6		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円		看護師等（週 1 回）
		4,000 円	400 円	800 円	1,200 円		（同一建物内 3 人以上）
		3,800 円	380 円	760 円	1,140 円		准看護師（週 1 回）
		3,400 円	340 円	680 円	1,020 円		（同一建物内 3 人以上）
		3,000 円	300 円	600 円	900 円		1 日 1 回の場合
		2,700 円	270 円	540 円	810 円		（同一建物 3 人以上）
		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円		その他職員 （看護師含む）
		5,400 円	540 円	1,080 円	1,620 円		
		10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円		
		9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円		
夜間・早朝訪問看護加算		2,100 円	210 円	420 円	630 円		早朝（6 時～8 時）、夜間（18 時～22 時）の訪問
深夜訪問看護加算		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円		深夜（22 時～6 時）の訪問
訪問看護情報提供療養費 1		1,500 円	150 円	300 円	450 円		利用者の居住地を管轄する市町村の求めに応じて提供したサービスに関する情報を提供する場合
訪問看護情報提供療養費 2		1,500 円	150 円	300 円	450 円		上記において 15 歳未満の小児の場合
訪問看護情報提供療養費 3		1,500 円	150 円	300 円	450 円		保険医療機関に入院・入所する利用者について主治医と連携した場合

訪問看護ターミナルケア療養費	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	在宅でなくなられた日および前 14 日以内に 2 回以上訪問看護を行い、かつ訪問看護計画書等で同意いただいた場合
----------------	----------	---------	---------	---------	--

- ※1 訪問看護基本療養費Ⅰ
- 一般の在宅療養者への訪問看護に対する療養費
- ※2 訪問看護基本療養費Ⅱ
- 同一建物居住者への訪問看護に対する療養費
- ※3 特別管理加算（Ⅰ）
- ①在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開指導管理を受けている状態にある利用者
- ②気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある利用者
- ※4 特別管理加算（Ⅱ）
- ①在宅自己腹膜還流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある利用者
- ②人工肛門もしくは人工膀胱を設置している状態にある利用者
- ③在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している利用者
- ④真皮を越える褥瘡の状態にある利用者
- ※5 長時間訪問看護加算
- ①15 歳未満の超重症児・準超重症児
- ②特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている方
- ③特別な管理を必要とする利用者
- ※6 複数名訪問加算
- ①下記【厚生労働大臣が定める疾病等】に該当する利用者
- ②特別管理加算の算定要件に該当する利用者
- ③特別訪問看護指示書が交付されている利用者
- ④暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が見られる利用者
- ⑤利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる利用者
- ⑥その他利用者の状況等から判断して、上記のいずれかに準ずると認められる利用者
- 【厚生労働大臣が定める疾病等】
- 1) 末期の悪性腫瘍
- 2) 多発性硬化症
- 3) 重症筋無力症
- 4) スモン
- 5) 筋萎縮性側索硬化症
- 6) 脊髄小脳変性症
- 7) ハンチントン症
- 8) 進行性筋ジストロフィー症
- 9) パーキンソン病関連疾患
- 10) 多系統萎縮症
- 11) プリオン病
- 12) 亜急性硬化性全脳症
- 13) ライソゾーム症
- 14) 副腎白質ジストロフィー
- 15) 脊髄性筋萎縮症
- 16) 球脊髄性筋萎縮症
- 17) 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- 18) 後天性免疫不全症
- 19) 頸髄損傷
- 20) 人工呼吸器を使用している状態

保険適用外のサービス

項目	時間	日中帯	早朝・ 夜間帯	深夜帯
保険適用外の看護	30 分未満	5,000 円	6,250 円	7,500 円
	30 分以上 1 時間未満	10,000 円	12,500 円	15,000 円
	以降 30 分毎	5,000 円	6,250 円	7,500 円
死後の処置 (訪問看護と連続して行われる場合)		15,000 円		
衛生材料費等		実費		
キャンセル料		訪問予定の所定額 10 割		
交通費		事業所から半径 500mは無料、 半径 500mからは 1 k mあたり 50 円		

保険適用外の看護は、下記の場合に算定します

- ①介護保険・医療保険でご利用の方のサービス時間が連続して 90 分を越えた場合（長時間看護加算算定時除く）
- ②医療保険でご利用の方で営業日以外にサービスを提供する場合
- ③その他保険算定外となった場合

別紙 3 : 料金表 (精神科訪問看護)

2. サービス利用料金

基本項目		所定額 10 割	利用料金			備 考
			負担額 1 割	負担額 2 割	負担額 3 割	
精神科 訪問看護 基本療養費	基本療養費Ⅰ※1	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円	週 3 日目まで、30 分以上
		4,250 円	425 円	850 円	1,275 円	週 3 日目まで、30 分未満
		6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円	週 4 日目以降、30 分以上 ※3
		5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円	週 4 日目以降、30 分未満 ※3
	基本療養費Ⅲ (同一日 2 人) ※2 は上記、基本療養費Ⅰと金額同様					
	基本療養費Ⅲ (同一日 3 人) ※2	2,780 円	278 円	556 円	834 円	週 3 日目まで、30 分以上
		2,130 円	213 円	426 円	639 円	週 3 日目まで、30 分未満
		3,280 円	328 円	656 円	984 円	週 4 日目以降、30 分以上 ※3
		2,550 円	255 円	510 円	765 円	週 4 日目以降、30 分未満 ※3
	基本療養費Ⅳ	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円	入院中 1 回の外泊時
訪問看護管理療養費		7,440 円	744 円	1,488 円	2,232 円	月の初日
		3,000 円	300 円	600 円	900 円	月の 2 日目以降

加算項目	所定額 10 割	利用料金			該 当	備 考
		負担額 1 割	負担額 2 割	負担額 3 割		
24 時間対応体制加算 (／月)	6,400 円	640 円	1,280 円	1,920 円		常時対応可能な体制かつ緊急時に訪問可能な体制
精神科緊急訪問看護加算 (／日 1 回)	2,650 円	265 円	530 円	795 円		利用者又はその家族の求めに応じ緊急訪問した場合
特別管理加算 (Ⅰ) ※4	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円		特別な管理が必要な利用者が計画的な管理を受けた場合
特別管理加算 (Ⅱ) ※5	2,500 円	250 円	500 円	750 円		
精神科複数回訪問看護加算	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円		1 日に 2 回、同一建物 1 人又は 2 人
	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円		1 日に 2 回、同一建物 3 人以上
	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円		1 日に 3 回以上、同一建物 1 人又は 2 人
	7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円		1 日に 3 回以上、同一建物 3 人以上
長時間精神科訪問看護加算 ※6	5,200 円	520 円	1040 円	1560 円		1 回の訪問時間が 90 分を超えた場合週 1 回 (15 歳未満の超重症児または準超重症児は週 3 回)
複数名精神科訪問看護加算 ※7	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円		看護師＋看護師等 1 日 1 回の場合 (同一建物 3 人以上) 1 日 2 回の場合 (同一建物 3 人以上) 厚生労働大臣が定 める場合のみ 1 日 3 回の場合 (同一建物 3 人以上)
	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円		
	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円		
	8,100 円	810 円	1,620 円	2,430 円		
	14,500 円	1,450 円	2,900 円	4,350 円		看護師＋看護補助者 1 日 1 回の場合 (同一建物 3 人以上) 1 日 2 回の場合 (同一建物 3 人以上) 厚生労働大臣が定 める場合のみ 1 日 3 回の場合 (同一建物 3 人以上) 同一建物 1 人又は 2 人 同一建物 3 人以上
	13,000 円	1,300 円	2,600 円	3,900 円		
	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円		
	3,400 円	340 円	680 円	1,020 円		
	7,600 円	760 円	1,520 円	2,280 円		看護師＋看護補助者 1 日 1 回の場合 (同一建物 3 人以上) 1 日 2 回の場合 (同一建物 3 人以上) 厚生労働大臣が定 める場合のみ 1 日 3 回の場合 (同一建物 3 人以上) 同一建物 1 人又は 2 人 同一建物 3 人以上
	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円		
	12,400 円	1,240 円	2,480 円	3,720 円		
	11,200 円	1,120 円	2,240 円	3,360 円		
	3,000 円	300 円	600 円	900 円		看護師＋看護補助者 1 日 1 回の場合 (同一建物 3 人以上) 1 日 2 回の場合 (同一建物 3 人以上) 厚生労働大臣が定 める場合のみ 1 日 3 回の場合 (同一建物 3 人以上) 同一建物 1 人又は 2 人 同一建物 3 人以上
	2,700 円	270 円	540 円	810 円		
夜間・早朝訪問看護加算	2,100 円	210 円	420 円	630 円		早朝 (6 時～8 時)、夜間 (18 時～22 時) の訪問
深夜訪問看護加算	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円		深夜 (22 時～6 時) の訪問
退院時共同指導加算	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円		入院 (所) 中に主治医と共同して在宅での療養上の指導を行っ た場合
特別管理指導加算	2,000 円	200 円	400 円	600 円		特別管理加算の要件に該当する利用者に対し退院時共同指導 を行った場合
退院支援指導加算	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円		退院日に在宅での療養上の必要な指導を行った場合
在宅患者連携指導加算	3,000 円	300 円	600 円	900 円		医療関係職種間で月に 2 回以上情報交換を行い利用者または 家族に指導を行った場合
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	2,000 円	200 円	400 円	600 円		関係する医療従事者とカンファレンスを行い共同で療養上必 要な指導を行った場合
看護・介護職員連携強化加算	2,500 円	250 円	500 円	750 円		喀痰吸引等を行う介護職員等の支援を行った場合
精神科重症患者支援管理連携加算	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円		精神科在宅支援管理料【2 のイ】を算定するもの
	5,800 円	580 円	1,160 円	1,740 円		精神科在宅支援管理料【2 のロ】を算定するもの

訪問看護情報提供療養費 1	1,500 円	150 円	300 円	450 円	利用者の居住地を管轄する市町村の求めに応じて提供したサービスに関する情報を提供する場合
訪問看護情報提供療養費 2	1,500 円	150 円	300 円	450 円	上記において 15 歳未満の小児の場合
訪問看護情報提供療養費 3	1,500 円	150 円	300 円	450 円	保険医療機関に入院・入所する利用者について主治医と連携した場合
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	在宅でなくなられた日および前 14 日以内に 2 回以上訪問看護を行い、かつ訪問看護計画書等で同意いただいた場合

- ※1 精神科訪問看護基本療養費Ⅰ
- 一般の在宅療養者への訪問看護に対する療養費
- ※2 精神科訪問看護基本療養費Ⅲ
- 同一建物居住者への訪問看護に対する療養費
- ※3 精神科訪問看護基本療養費Ⅰ、Ⅲ
- 週 4 日目以降の対象となるのは退院後 3 ヶ月以内の期間に行われる場合（週 5 日を限度）あるいは精神科特別訪問看護指示書の交付を受けたもの
- ※4 特別管理加算（Ⅰ）
- ①在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開指導管理を受けている状態にある利用者
- ②気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある利用者
- ※5 特別管理加算（Ⅱ）
- ①在宅自己腹膜還流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある利用者
- ②人工肛門もしくは人工膀胱を設置している状態にある利用者
- ③在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している利用者
- ④真皮を越える褥瘡の状態にある利用者
- ※6 長時間訪問看護加算
- ①15 歳未満の超重症児・準超重症児
- ②特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている方
- ③特別な管理を必要とする利用者
- ※7 複数名訪問加算
- 医師の指示を受け、利用者又は家族の同意を得て指定訪問看護を行った場合

保険適用外のサービス

項目	時間	日中帯	早朝・ 夜間帯	深夜帯
保険適用外の看護	30 分未満	5,000 円	6,250 円	7,500 円
	30 分以上 1 時間未満	10,000 円	12,500 円	15,000 円
	以降 30 分毎	5,000 円	6,250 円	7,500 円
死後の処置 （訪問看護と連続して行われる場合）		15,000 円		
衛生材料費等		実費		
キャンセル料		訪問予定の所定額 10 割		
交通費		事業所から半径 500mは無料、 半径 500mからは 1 k mあたり 50 円		

保険適用外の看護は、下記の場合に算定します

- ①介護保険・医療保険でご利用の方のサービス時間が連続して 90 分を越えた場合（長時間看護加算算定時除く）
- ②医療保険でご利用の方で営業日以外にサービスを提供する場合
- ③その他保険算定外となった場合